



衆議院憲法調査会ニュース

H15.3.7 Vol.45

第 156 回国会

発行：衆議院憲法調査会事務局

3月6日に開会された小委員会

安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会

最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会

安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会(第2回)

(テーマ)非常事態と憲法(自然災害等への対処を中心として)

参考人：小川 和久君

(国際政治・軍事アナリスト)

質疑者

山口 泰明君(自民)	島 聡君(民主)
赤松 正雄君(公明)	藤島 正之君(自由)
春名 真章君(共産)	今川 正美君(社民)
井上 喜一君(保守新党)	下地 幹郎君(自民)
末松 義規君(民主)	近藤 基彦君(自民)

質疑終了後、自由討議

小川和久参考人の意見陳述の要点

1 日本は「法治国家」ではない

- ・我が国では、法の制定等が自己目的化しているが、法制度の完成度を高めるためには、法改正を通じた不断の努力が必要であり、これなくして法理念の実現はあり得ない。憲法調査会についても、調査が自己目的化しているのではないかと危惧している。
- ・「憲法違反状態」を是正するとともに、憲法の完成度を高めることが必要である。

2 日本は憲法の精神にふさわしく行動してきたか

- ・外交面において、日本は憲法の精神である「平和主義」と「国連中心主義」に基づいて行動してきたかを検証すべきである。ここにいう「平和主義」とは、積極的に世界平和の実現への努力を行うことであり、そのことにより世界の信頼を得、自国の安全と経済的繁栄が確保できる。また、世界平和の実現のための手段が、「国連中心主義」である。
- ・湾岸戦争時において、我が国は、(a)米国の「戦略的本拠地(Power Projection Platform)」であること、(b)イラクへの最大の資金援助国であること、(c)多額の国連への拠出金を負担する国であること、という利点を有していたにもかかわらず、存在感を発揮できなかったことを見据えなければならない。
- ・テロリストと大量破壊兵器開発国の結合は我が

国の国防上の脅威であり、個別的自衛権により対処できるということを認識した上で、事態の平和的解決に向けて努力すべきである。

- ・国民の生存権の観点から「有事法制」をみると、国民の避難、誘導等を含む国民保護法制が先送りされており、その結果、自衛隊、消防、警察は円滑に活動できることとなっていない。武力攻撃事態に際しての国民の避難、誘導等に関する仕組みは、警察、消防、自治体等による対処の視点から、上陸侵攻には津波対策を、また、ミサイル攻撃や大規模テロには直下型地震対策を積み上げた上で、その応用を図ることを通じて構築すべきである。
- ・国民の生存権の観点からは、交通事故に対処するためのドクター・ヘリの整備が縦割り行政の弊害で遅れているという「憲法違反状態」も指摘できる。

3 世界に冠たる日本国憲法であるために

- ・憲法を機能させるためには、思想・哲学をもって物事を順序正しく進めることが大事である。まず、防災、医療、交通事故といった基礎問題を解決した上で、外交・安全保障という応用問題に対処すべきである。基礎問題についての「憲法違反状態」が是正されれば、憲法の完成度を高める動きが生ずるであろうと考える。

小川和久参考人に対する質疑の概要

山口 泰明君(自民)

- ・日本の国土の特殊性を考えると、自然災害こそ最大の問題である。しかし、憲法には、大規模な自然災害をはじめ重大な非常事態への対応の在り方について規定はない。今後は、災害が起きて初めて法整備を行うという場当たりの対応ではなく、自然災害を含む国家的な非常事態に対して国民の生命・財産を守るための基本的な国家の姿勢を憲法において明らかにすべきであると思うが、いかがか。
- ・自然災害をはじめとした重大な非常事態において、自衛隊と警察・消防の役割分担を含め、自治体と国の責任関係や役割分担を憲法において示すべきではないか。

島 聡君(民主)

- ・日本有事が想定される際、アメリカが相手国に先制攻撃をしようとしているとき、日本の自衛権との関係はどのように説明されているのか、国会で質問しても明確な答弁がない。参考人は、どのように整理しているのか。
- ・現在、国民の関心はミサイル攻撃であると思う

が、参考人の意見にあった「ミサイル攻撃や大規模テロは直下型地震対策で」とはどういう意味であるのか、また、今、それに照らし法制的に不備なところがあれば教えていただきたい。

赤松正雄君(公明)

- ・日本は、戦争直後の占領期の意識をいまだに引きずっているところがあると思う。今の日本の憲法状況の最大の原因は何か。
- ・この10年の我が国の安全保障分野における最大の成果は、PKO活動に参加したことであると思う。近年、PKO参加5原則の見直しによる活動の拡大が指摘される場所であるが、「武力行使一体化論」などの議論も踏まえると、それ以上行おうとすれば、憲法とPKO法の枠の中で対応することは無理があり、憲法改正が必要ではないか。
- ・アメリカが9.11の同時多発テロの発生を許してしまった原因について、どう考えるか。

藤島正之君(自由)

- ・非常事態について憲法上全く規定がないのはおかしい。非常事態への対応においては私権制限という点は必ず出てくるが、それは憲法の「公共の福祉」の理念ではとらえきれものではないこと等の理由から、非常事態についての規定はきちんと設けておく必要があるのではないか。
- ・イラク問題について、川口外相は、あいまいな態度でいることが国益に合致すると言うが、そのようなことは許されないはずである。日本がイラク問題で存在感を示すために何ができると考えるか。
- ・日米関係は、米英関係のような対等の関係が望ましいと考えるが、参考人の意見はいかがか。

春名真章君(共産)

- ・阪神・淡路大震災における死亡者の約9割が地震発生直後に死亡したものであることにかんがみれば、自然災害対策においては、救助等の対策も重要であるが、耐震設備や災害に備えた「まちづくり」が強く問われていると考えるが、いかがか。
- ・大災害に関しては、その後の復興が大きな課題であると思うが、阪神・淡路大震災では、仮設住宅等で亡くなった人が400名を超えるという状況に対して有効な対策がとられず、また、政府は、復興や生活支援に関して、個人補償はできないという立場をとっている。このようなことは、生存権を規定した憲法に反するものではないか。
- ・救助・救援対策については、自衛隊の活用ではなく、参考人と同様に、初期消火等の消防活動の充足が最重点課題と認識している。しかし、2003年度予算案において消防補助金が減少し、必要とされる消防士数の目安である「消防力基準」も満たされていないなど、十分な対策がなされていないと考えるが、いかがか。

今川正美君(社民)

- ・米国のFEMA(連邦緊急事態管理庁)の概要と、我が国で非常事態に対応する組織づくりが進ま

ない理由について説明されたい。

- ・我が国の非常事態対策に、阪神・淡路大震災や地下鉄サリン事件等の経験や教訓はどの程度活かされているのか。
- ・日米安保の日々の運用上の問題や冷戦後の在日米軍基地の在り方について検証する必要があると考えるが、我が国の政府はその実情の把握すらできておらず、日米地位協定の健全な運用もなされていないという現状について、参考人はどう考えるか。

井上喜一君(保守新党)

- ・憲法に、非常事態に対処する組織や基本的人権の制限の根拠となる規定を置くべきである。(a)非常事態・災害対策に関しては、役所の縦割り組織が問題を生じさせており、災害等の種類に応じて個別法で対応している現在の制度を改めて、法律をできる限り一つにまとめるべきと考える。さらに、(b)それらに対処する組織もできる限り一本化するべきと考える。以上の2点について、参考人はどう考えるか。

下地幹郎君(自民)

- ・沖縄駐留の米軍基地は、日本及びアジアにおいて重要な役割を担うが、沖縄は重い負担を強いられている。訓練の一部をハワイ、グアム等に移し、辺野古基地の建設を見直す等の対応により、現在の安保体制の枠組みの下で沖縄の負担軽減を図るとともに、日米安保条約の点検をしていくべきであると思う。これについて、参考人の意見を伺いたい。

末松義規君(民主)

- ・敗戦以後、日本がアメリカの機嫌を伺ってきたのは、アメリカに対する恐怖心があるからではないかと思うが、いかがか。
- ・「法制度の疲労が放置されている」との参考人の意見に賛成であり、それは、戦後、国民の「アレルギー」が強かったからと考えるが、いかがか。
- ・一般国民にも憲法を遵守する義務があるとの規定を設けることにより、国民の間に防衛への意識が芽生えるのではないかと考えるが、いかがか。

近藤基彦君(自民)

- ・北朝鮮のミサイル等が発射された場合の対応について、石破防衛庁長官は、「その意図が不明な場合は、自衛隊としては災害派遣で対応せざるを得ない」と述べているが、この発言について、参考人の見解を伺いたい。
- ・解釈改憲はもう限界まで来ており、積極的に国際貢献を行うためにも憲法を改正した方がよいと考えるが、いかがか。
- ・私の選挙区の佐渡では医療体制が不十分であるので、自衛隊の医師やヘリコプターによるドクター・ヘリを整備するため、厚生労働省から防衛庁へ予算の移管をすべきであると思うが、いかがか。
- ・憲法改正のための国民投票について定めた法律がまだ制定されていない状態は、「国会の不

作為」と認識しているが、参考人は、これを早急に制定すべきと考えるか。

自由討議における委員の発言の概要(発言順)

中山正暉君(自民)

- ・東西の冷戦構造が崩壊した今日においては、北朝鮮問題をはじめとする「地域の冷戦」が生じている。このような状況において、日本は、大国間で対立が生じた場合にどのように対応するのか、「地域の冷戦」に対する抑止力を働かせるためどのような措置を講ずればよいのか等の問題について、知恵をしぼるべきである。

赤松正雄君(公明)

- ・日米安保条約は、米軍が外部の攻撃から日本を守る一方で、日本が米軍に基地を提供するという関係を定めるものであり、その意味で、非対称かつ不平等なものであると考える。日米安保条約に基づく日米地位協定についても、政府が同協定の改定を視野に入れた立場を表明したのは最近のことである。これらのことを踏まえれば、一般に、日本は、米国に対し、弱腰の姿勢で臨んでいると言わざるを得ない。日米地位協定について、下地委員は、どのように考えるか。

> 下地幹郎君(自民)

- ・問題が生じるたびに日米地位協定の運用改善が唱えられるが、実態の改善はなされておらず、基地問題の被害者は不平等なルールを改定してほしいとの思いを抱いていると認識している。
- ・同盟関係や有事法制は、国民の理解があって初めて成り立つものであることにかんがみれば、日米地位協定の運用改善よりも、その改定を日米双方に問いかけて議論を喚起すべきであり、そうすることは、日米間における信頼関係の構築に当たり、大きな意義を有することになると考える。

中野寛成君(民主)

- ・憲法には「すべきこと」と「してはならないこと」とが定められているが、これを踏まえた上で、憲法の精神を活かした行動をとる必要がある。その意味で、日米地位協定については、よりよいものとするため、改定することも検討する必要があると考える。
- ・13条を具現化する観点から、ドクター・ヘリの配備、有事法制の整備等は不可欠であると考えられる。政府提出の有事法案については、住民避難に関する法制が先送りされている点で問題がある。また、有事における米軍の活動が無制限となるのを防ぐため、有事に際しての「日米地位協定」を締結すべきである。

今川正美君(社民)

- ・日米関係は重要であるが、湾岸戦争等に在日米軍が参加するに当たって日米安保条約に基づく事前協議が行われなかった例に現れているように、日米安保条約の運用には問題がある。在日米軍基地の運用について協議する機関である合同委員会に、米軍基地を抱える地域の首長が参

加できるようにするなど、日米安保条約の健全な運用を図るべきである。

赤松正雄君(公明)

- ・今川委員は日米関係が重要であると述べたが、今川委員が属する政党は、自衛隊は違憲の存在であるとの立場に立っていたのではないのか。その立場に立つ場合における日米関係の重要性とは、どのような意味なのか。

> 今川正美君(社民)

- ・村山政権前の社会党時代においては、自衛隊の存在及び日米安保条約は違憲であるとの立場であったが、村山政権下において、自衛隊は憲法の枠内の存在であり、また、日米安保条約を堅持するとの立場に転換しており、現時点において、再び変更することとはなっていない。

春名真章君(共産)

- ・不平等な関係を定める日米地位協定は、当然に改定されるべきであり、また、期限もあいまいなままの基地移転に伴う新基地の建設は、許し難い行為である。さらに、イラク問題に対し、先制攻撃戦略をとる米国は、国連のルールの枠外での行動をとろうとしている。このような現状にかんがみれば、日本は、沖縄の米軍基地の問題を含め、米国との関係を見直す必要があると考える。
- ・現状において、自然災害等への対応は、生存権を保障するものとなっていない。憲法の生存権保障の精神と現実の対応策との乖離を埋めるよう、憲法調査会においても調査を進めていくべきである。

最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会(第2回)
【テーマ】象徴天皇制(天皇の権限・国事行為等を中心として)

参考人：園部 逸夫君

(元最高裁判所判事)

質疑者

- | | |
|--------------|------------|
| 平井 卓也君(自民) | 中野 寛成君(民主) |
| 斉藤 鉄夫君(公明) | 藤島 正之君(自由) |
| 山口 富男君(共産) | 北川れん子君(社民) |
| 井上 喜一君(保守新党) | 森岡 正宏君(自民) |
| 伴野 豊君(民主) | 近藤 基彦君(自民) |

質疑終了後、自由討議

園部逸夫参考人の意見陳述の要点

はじめに

- ・象徴天皇制は、現行憲法の理念に基づき規定されているが、その背景にある歴史や伝統等を無視し得ないため、国家機関の権限を定めた通常法律のみで律するようなことはできない。また、独特の制度であるため、比較法的観点からそのあるべき姿を探ることは困難である。現実の天皇の存在とその行動に着目し、天皇制のあるべき姿を探求していきたい。

天皇制度の憲法上の位置付け

- 1 天皇制度の背景 - 歴史的変遷に見られる多面性
 - ・ 歴史上、天皇は、統治機構の基軸として、権力に正統性を付与する役割を果たしてきたが、象徴天皇制下では、この「権威付けの権限」を国民が天皇に委ねたと理解することができる。
 - ・ この他、天皇は、社会規範の具現、文化・学芸の伝承・体現、祭祀の継承といった側面を有してきた。
- 2 日本国憲法が定める天皇の地位・権能と皇室諸制度
 - ・ 現行憲法は、天皇が、(a)象徴たる地位にあること、(b)世襲による地位にあること、(c)国民の総意に基づく地位にあることを定める。また、その地位の維持のために、憲法や皇室典範には、国事行為、皇位継承、皇族、皇室経済の各制度が定められている。

天皇の権能と行為

- 1 権能・行為のあり方 - 象徴の積極性と消極性
 - ・ 天皇の権能・行為のあり方については、存在するだけで象徴であるとの消極的象徴との視点だけでなく、象徴としてふさわしい行為のあり方を模索し、象徴であるためには天皇が象徴的機能を果たす場の用意が必要であるとする積極的象徴の見地からも、実情等を考慮しつつ、探求すべきである。
- 2 権能・行為の制度上の基準
 - ・ 天皇の行為に関して、(a)国民主権から導かれる基準として、内閣の助言と承認により最終的に国民の意思に合うこと、(b)象徴制度から導かれる基準として、「狭義の政治（統治や秩序に関する事柄であって国民の間にさまざまな議論があり、その帰趨が定かではない事柄）」に関わることがあってはならないこと、(c)世襲制度から導かれる基準として、天皇が何らかの事情によりその機能を果たせない場合には、「摂政」あるいは「国事行為の臨時代行」といういずれも皇族のみが就任資格を有する制度で象徴機能が果たされなければならないことが、それぞれ挙げられる。
- 3 権能・行為のあり方と運用上の基準 - 行為分類論
 - ・ 国事行為に係る規定は厳格でなければならぬが、天皇が、戦後、国政の場以外で果たしてきた象徴としての役割の位置付けも考えるべきである。
 - ・ 天皇の行為に関する分類については二分説や三分説があるが、私は、天皇の行為の実態に即して象徴に由来する価値を分析するとの観点とともに、天皇の行為の性質に応じた費用負担という観点から、五分説（国事行為、公人行為、社会的行為、皇室行為、私的単独行為）を提唱したい。

国事行為等について

- 1 国事行為の分類
 - ・ 国事行為は、(a)天皇の権能のありようと国事行為との対応関係、及び(b)儀式的の有無により、分

類することが可能である。

- 2 象徴たる地位と国事行為等
 - ・ 「国政に関する」行為は、前述の「狭義の政治」に関わる行為を意味すると理解すべきであり、天皇は、象徴であるために、統治行為の権威の源泉たる地位を国民から委ねられていると考えられる。
 - ・ 国事行為として行われる儀式は、国民が当該行為の意味内容を可視的に理解するのに資するものである。
 - ・ 天皇は、国事行為や公的行為により象徴性を発揮することが重要であり、それらの行為の責任は内閣が負うのが当然である。公的行為に関しては、その意味にふさわしい制度上の位置付けが必要と考えるが、慎重な配慮が必要であり、また、限定列举には馴染まないと考える。
- 3 行為の代行
 - ・ 摂政と国事行為の臨時代行とは、前者が天皇の意思と関わりなく行われ、後者がその意思にかからしめられる点で異なるが、いずれの者による国事行為にも内閣の助言と承認を要する。

園部逸夫参考人に対する質疑の概要

平井卓也君（自民）

- ・ 天皇が諸外国から我が国を代表するものと評価されていること等にかんがみれば、天皇を元首として位置付けるべきであると考えますが、いかがか。
- ・ 内閣総理大臣等の任命に当たって、現在、天皇に対して「裁可」を求めるという形式をとっているが、「裁可」という言葉は、天皇が任命権者であるとの誤解を与えるので、不適當ではないか。
- ・ 参考人は、天皇の行為の分類について、「五分説」を提言するが、その理由は何か。

中野寛成君（民主）

- ・ 象徴天皇制は国民に支持され、定着しており、天皇制に関して何ら変更する必要はないと考えるが、「元首」という肩書を持つ者がいないと何か不都合があるのか。
- ・ 皇位は、第一子が継承することとし、女性天皇を認めてもよいと考えるが、その場合、現行のシステムで何らかの不都合があるのか。あるとすれば、どのように改善すべきか。
- ・ 国民の象徴としての天皇のあり方については、皇位継承の問題を含め、現実論ではなく一般論として議論すべきと思うが、いかがか。

斉藤鉄夫君（公明）

- ・ 天皇には、統治の基軸として権威の源泉となり権力に正統性を付与するという性格が与えられているとの理解は、旧憲法下の天皇と同様、現行憲法下の天皇についても当てはまるのか。
- ・ 権威の源泉は、憲法上は、第一義的には国民にあり第二義的に天皇にあるが、参考人が指摘するように、実態としては、歴史的背景の上に成り立っている天皇制度そのものにあると考えますが、この点に関し、現行憲法の構成との関係

でどのように考えるか。

- ・ 参考人は、天皇の行為の性質に応じた費用負担という観点からも、天皇の行為の分類について「五分説」をとるとのことであるが、なぜそのような行為分類が重要なのか改めて伺いたい。

藤 島 正 之 君 (自由)

- ・ 現行憲法において天皇の国事行為とされている行為の範囲は、諸外国と比べた場合、適当であると考えているか。
- ・ 天皇が元首としての性格を持っていることとの関係で、現行憲法下において首相公選制を導入する場合、何らかの問題が生ずると考えるか。
- ・ 参考人は女性天皇の問題について早急に結論を出す必要はないとするが、皇位継承の問題については、あらかじめルールを明確にしておく必要があり、早急に検討すべきであると考えているが、いかがか。

- ・ 皇族制度は、現行のままでよいと考えるか。

山 口 富 男 君 (共産)

- ・ 参考人は、象徴天皇制は現行憲法に定められた新たな理念に基づいて理解されるべきであると述べているが、この場合の新たな理念とは何か。私は、象徴天皇に係る規定も民主権原理を具体化するものであり、天皇に権威の源泉としての地位を与えたものではないと考える。
- ・ 4条において、天皇が国事に関する行為のみを行い国政に関する権能を有しないと厳格に定めた意義について、どのように考えるのか。
- ・ 参考人は、国事行為を大きく三つに分類するが、そのいずれも、(a)行為の責任は内閣がとる、(b)行為の性格は形式的・儀礼的なものである、という点で共通していることが重要であると思うが、いかがか。
- ・ 私は、天皇の行為を国事行為とそれ以外の行為に分類する二分説をとるべきであると考えているが、現状では、憲法解釈上、天皇の行為があいまいになっているという問題が、運用にそのまま組み込まれたとの印象がある。この点について学界等において批判はないのか。
- ・ 国事行為の分類について、参考人が「国政に関する行為」という語を用いるのは、どのような問題意識に根差すものなのか。

北 川 れん子 君 (社民)

- ・ 天皇の行為については、二分説に立って厳格に考えるべきである。参考人の唱える五分説は、天皇の行為をあいまいにするものであり、明治憲法における考え方に近いのではないかと考えるが、いかがか。
- ・ 国事行為を行ったときのみ象徴としての天皇の行為であるとする理解が、国民にとって分かりやすいと思う。また、五分説をとると、天皇の行為をあいまいにし、主権在民の方向に反すると考えるが、いかがか。

井 上 喜 一 君 (保守新党)

- ・ 象徴天皇は、内閣の助言と承認に基づいて国事行為を行うが、実際上の問題として、天皇に裁量の余地はあるのか。

- ・ 天皇制は、属人性の強い制度であり、これまで天皇の退位の制度について議論がなされていない。退位制度創設の是非について、参考人はどのように考えるか。

- ・ 天皇の地位について定めた第1条は、よくできた規定であると考えているが、よりよい表現の仕方があるかについて、参考人の考えを伺いたい。

森 岡 正 宏 君 (自民)

- ・ 現在の天皇はさまざまな行為をしており、4条の「天皇は国事に関する行為のみを行ひ」という規定の、「のみ」という文言は削除した方がよいと考えるが、いかがか。
- ・ 宮中祭祀のうち、大嘗祭などについては、宗教的行為として考えるべきではなく、国事行為として位置付けるべきであると考えているが、いかがか。

伴 野 豊 君 (民主)

- ・ 私は、天皇の権能と行為について、「天皇が象徴であるためには受動的・消極的権能を基本」とするネガティブ・ルールの定めの方が良いと考える。参考人は、天皇が象徴として積極的機能を果たす必要がある場合に、「象徴的役割を果たす場の用意が必要」とするが、具体的にはどのような場を考えているのか。
- ・ 天皇の行為については、行為主体の側からの分類とともに、行為の受け手の側からの分類、例えば、国民や世界がどう受け止めるかという観点からの分類もあってしかるべきと考えるが、いかがか。
- ・ 天皇は象徴であり、国事行為だけでも大変な仕事であるため、天皇の行為について詳細に規定することは、現在の忙しさを一層助長するようにも思われる一方、公的職業としての天皇のあり方・可能性という観点から天皇の行為を整理することは、かえって行為主体である天皇にとっても好ましいことであると考えているが、いかがか。
- ・ 3条では、国事行為には「内閣の助言と承認を必要」とされているが、内閣が「助言」をした場合に「承認」しないことはあり得ないので、「承認」という文言は不要であると考えているが、いかがか。

近 藤 基 彦 君 (自民)

- ・ 皇位継承者として生まれた皇長子を、天皇としてふさわしい人格に育てるためには、一般の教育では十分ではなく、「天皇教育」というべき特別な教育が必要であると考えているが、いかがか。また、特別な教育が必要であるとすれば、女性天皇の是非についても早急に検討すべきではないか。
- ・ 昭和26年の第12回国会の開会式における「おことば」の中の、「平和条約の調印が終わったことは、...誠に喜びにたえない」という文言について、政治的発言ではないかといった批判がなされたが、こうした「おことば」の中の政治的発言について、参考人はどのように考えるか。
- ・ 国事行為については、助言と承認を行う内閣が

責任を持つこととなるが、公的性質ないし公的色彩のある行為について問題が発生した場合には、やはり内閣に責任があるのか。またその場合、内閣はどのような形で責任をとるのか。

自由討議における委員の発言の概要(発言順)

奥野誠亮君(自民)

- ・参考人は、天皇の地位の源泉は国民主権に存すると述べたが、これは誤解を与えるのではないかと。マッカーサーは、英国の制度を念頭に、天皇の地位を“Head of the State”としたが、これをそのまま「元首」と訳したのでは、旧憲法と変わらないという誤解を招くので用いられなかっただけであり、また、「主権の存する」という文言は、極東委員会の要求により後から加えられたものである。私は、現在のままでは、天皇の地位は不明確であるので、「国民を代表する地位」という意味の言葉を入れるべきであると考えます。
- ・即位の礼などの際に、「国の儀式」と「皇室の儀式」とを分離したのは、20条が「国及びその機関は、...いかなる宗教的活動もしてはならない」という規定に基づき、一連の行事を分類したものであり、これによって「宮中の伝統」を守ることができた。しかし、私は、20条は、神道を潰すために設けられた規定であると考えており、新しく作る憲法では、「皇室の儀式」について周到に配慮した規定を設けるべきである。

島 聡君(民主)

- ・7条に列挙されている国事行為のうち、4号で用いられている「国会議員の総選挙」という文言は、本当にこのままでよいのか検討すべきである。
- ・また、3号の衆議院の解散については、69条で解散の要件を内閣不信任決議案が可決された場合又は信任決議案が否決された場合と定めているにもかかわらず、実際には7条を根拠に内閣の判断で行われている。解散は、国会と内閣の対立行為であり、単に天皇の国事行為として整理してしまうのではなく、天皇、内閣及び国会の関係をきちんと整理すべきである。

山口富男君(共産)

- ・マッカーサー・ノート中の“Head of the State”は、今日では「頭位」又は「頭部」と訳するのが普通であり、マッカーサー・ノートを下敷きとして「元首」について議論することには、無理があると考えます。
- ・衆議院の解散の規定については、7条と69条とを併せて検討すべきである。

今後の開会予定

日付	開会時刻	会議の内容
H15 3.13 (木)	午前 9:00	統治機構小委 〔テーマ〕地方自治 参考人：阿部 學 雄君 (新潟県亀田町長)
	午後 2:00	基本的人権小委 〔テーマ〕労働基本権 参考人：菅野 和 夫君 (東京大学大学院法学政治研究科長) 藤井 龍子君 (内閣府情報公開審査会委員 ・元労働省女性局長)

諸般の事情により変更される可能性があります。

意見窓口「憲法のひろば」

平成12年2月より、憲法について広く国民の声を聴くため、意見窓口「憲法のひろば」を設けております。

これまでに寄せられた意見の総数及びその内訳

- ・受付意見総数：1991件(3/7現在)
- ・媒体別内訳

葉書	1214	封書	391
FAX	230	E-mail	156

- ・分野別内訳

前文	107	天皇	76
戦争放棄	1353	権利・義務	53
国会	33	内閣	33
司法	9	財政	11
地方自治	10	改正規定	14
最高法規	8	その他	1215

- ・中間報告書に関する意見：8件

複数の分野にわたる意見もございますので、分野別内訳の総数は、受付総数とは一致しません。

【意見窓口「憲法のひろば」の宛先】

FAX 03-3581-5875
E-mail kenpou@shugiin.go.jp
郵便 〒100-8960 千代田区永田町1-7-1
衆議院憲法調査会「憲法のひろば」係
いずれのご意見も、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記して下さい。

このニュースは、衆議院憲法調査会における議論の概要等を、簡潔かつ迅速にお知らせするために、憲法調査会事務局の責任において要約・編集し、原則として、開会の翌日に発行しているものです。

正確かつ詳細な議論の内容については、会議録をご参照ください。